令和5年度第1回 千葉県青少年問題協議会 議事録

令和5年度第1回

千葉県青少年問題協議会

日 時 令和5年10月31日(火)午後2時30分から午後4時30分まで

開催場所 ホテルプラザ菜の花

出席者数 36名

出席委員 貞廣斎子委員、上條理恵委員、阿部学委員

中村実委員、川本菜穂委員、星見和子委員

宮﨑雄一委員、黒坂典雄委員、三部ミヨ子委員

県出席者 井上容子環境生活部長

学事課:小林央岳副主查、児童家庭課:石黒哲司主查、

子育て支援課: 高野順子副参事兼こども未来室長、石毛諒主事、

くらし安全推進課:鎌形美香副主幹、諏訪裕美副主査、

県民生活課:轟洋子課長、野山敦子子ども・若者育成支援室長、

小安雄二主查、高橋直也副主查、雇用労働課:田中遼平副主查、

教育庁財務課: 倉島浩平副主査、佐久間万由主事、

教育庁生涯学習課:篠原明主查、水野敬一朗副主查、

教育庁学習指導課:深澤宏彰指導主事、溝口真指導主事、

村田正実指導主事、髙木正紀指導主事、

教育庁児童生徒安全課:板倉倫正指導主事、

教育庁保健体育課:瀬賀美也子指導主事、

子どもと親のサポートセンター:桑田美和主席研究指導主事兼支援事業部長、

県警生活安全総務課:熊谷賢吾警部補、県警少年課:白井則行警部、

若林章警部、県警サイバー犯罪対策課:吉田浩倫警部

議題等次第

- 1 開 会
- 2 挨 拶(井上環境生活部長)
- 3 議事
 - (1) 第3次千葉県青少年総合プランの令和4年度事業に係る評価について
 - (2) 第3次千葉県青少年総合プランの評価について
- 4 その他
- 5 閉 会

~ 会議の成立 ~

【司会】

それではただいまから令和5年度第1回千葉県青少年問題協議会を開催 いたします。

私は、本日進行を務めます県民生活課子ども・若者育成支援室長の野山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本協議会は公開とさせていただきます。

次に会議の成立について御報告いたします。

本日は、全委員11名のうち、9名の御出席をいただいております。委員の 過半数を満たしておりますので、千葉県青少年問題協議会運営要綱第3条第2項 の規定により、会議が成立いたしますことを御報告申し上げます。

なお、嶋﨑委員、木村委員については、所用のため、本日欠席との御連絡を いただいております。

~ あいさつ ~

【司会】

それでは会議に先立ちまして、井上環境生活部長より御挨拶を申し上げます。

【環境生活部長】

皆様こんにちは。環境生活部長の井上でございます。

委員の皆様には、お忙しい中、千葉県青少年問題協議会に御出席をいただきましてありがとうございます。また、日頃より、本県の青少年施策に御協力、御尽力をいただいておりますことに対して、この場をお借りして深く感謝申し上げます。ありがとうございます。

昨年度は、委員の皆様に熱心に御議論いただきまして、子ども・若者育成支援 施策を総合的かつ計画的に推進するための計画といたしまして、今年度から令和 9年度までを計画期間といたします、第4次千葉県青少年総合プランを策定 いたしました。

時代とともに、青少年をめぐる問題も多様化・複雑化しておりまして、新型コロナウイルス感染症の拡大による学校生活への影響や、地域の繋がりの希薄化等に伴う孤独・孤立の顕在化など、子ども・若者を取り巻く環境は大きく変化してきております。

県といたしましてもこうした青少年問題に適切に対応するため、プランに基づき、市町村や地域で青少年を見守っていただいている様々な団体の皆様と連携しながら、青少年の健全育成活動を一層推進して参りたいと考えております。

本日の会議では、これまでの委員の皆様からの御意見も踏まえまして、取り 組んで参りました前プランの指標の達成状況などについて御説明をいたします ので、委員の皆様には、それぞれの専門的見地から忌憚のない御意見や御助言を いただければと思います。

今後もプランで掲げる千葉県の姿、「社会のみんなで成長を支え、子ども・若者 一人ひとりの可能性を広げる千葉」の実現に向けて取り組んで参ります。委員の 皆様の引き続きの御支援、御協力をお願いいたしまして、私からの御挨拶と させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会】

井上部長につきましては所用のため、ここで退席させていただきます。

~ 議事録署名人の指名について ~

【司会】

それでは、これより議事に入ります。会議の議長は、千葉県青少年問題協議会 運営要綱第3条第1項の規定により、会長が行うこととなっております。貞廣 会長よろしくお願いいたします。

【議長】

はい。ありがとうございます。着座にて失礼いたします。千葉県青少年問題協議会会長の貞廣でございます。もとより、力不足でございますけれども、皆様のお力添えをいただいて議事を進行していきたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、本会議の議事録署名人を決めたいと存じます。議事録署名人は 事務局から指名ということでよろしいでしょうか。

(委員了承)

では、事務局の方で御指名をお願いいたします。

【事務局】

事務局といたしましては、阿部委員と星見委員にお願いしたいと思います。

【議長】

それでは、阿部委員と星見委員にお願いしたいと思います。

(了承)

ありがとうございます。お二方、よろしくお願いいたします。

~ 議事(1)第3次千葉県青少年総合プランの令和4年度事業に係る評価について ~ 【議長】

それでは早速でございますが議事に移ります。議事の「(1)第3次千葉県 青少年総合プランの令和4年度事業に関わる評価について」に参ります。本日は、 委員と事業担当課との意見交換を予定しております。では、まず概要について 事務局より御説明をお願いいたします。

【事務局】

はい。では、事務局より説明させていただきます。第3次千葉県青少年総合プランの概要、進行管理・評価の方法について説明いたします。

当プランは、子ども・若者を取り巻く厳しい状況を踏まえ、関係機関が連携して、多様化する青少年問題に的確に対応し、千葉県の未来を担う子ども・若者の健やかな成長を支える社会を実現するために策定したものです。県の子ども・若者育成支援施策を総合的かつ計画的に推進する計画であるとともに、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく法定計画となっています。計画期間は平成30年度から、令和4年度までの5年間となっており、対象者は乳幼児期から青年期(概ね30歳未満)、施策によっては、ポスト青年期(40歳未満)までとなっております。施策の展開としましては、「3つの柱」のもとに「6つの基本目標」、それらを実現するために「14の基本方策」を定めております。14の基本方策のもとに実施する関連事業について、【資料1 関連事業一覧】にて評価対象年度の実施計画・予算額、実施結果・決算額、翌年度の実施計画・予算額の進行管理をいたしました。また、3次プランからは、14の基本方策ごとに新たに設けた事業関連指標についても、その進捗状況を管理しました。

次に第3次千葉県青少年総合プランの評価方法について説明いたします。 【資料2 第3次千葉県青少年総合プランの評価について】を御覧ください。 3次プランでは、全事業の中から、「重点事業として指標の進捗に関連するもの」、 「法律や制度の変更が予定されているものや社会的に大きな問題となっている もの」、「その他青少年施策の推進にあたり核となるもの」、という観点から 【資料3 第3次プラン重点事業一覧】に記載の32事業を選定しております。 重点事業については、事業担当課にて事業評価シートを作成していただき、 青少年問題協議会の委員の皆様に送付、御意見をいただきます。御意見のあった 事業の中から10事業前後を選定し、青少年問題協議会にて委員と事業担当課で 意見交換を実施することとしています。

令和4年度の事業評価シートについては、事前に委員の皆様に御意見をお伺い したところ、17事業について御意見をいただきました。御意見及び担当課の 回答は、【資料4 令和4年度事業評価シートに対する委員意見一覧】のとおり です。

本日はこの事業を含めた、【資料5 令和5年度第1回青少年問題協議会意見

交換対象事業について】に記載の10事業について【資料6 第3次千葉県 青少年総合プラン 令和4年度事業評価シート】を用いて、意見交換をお願い したいと思います。

事務局からは、以上となります。

【議長】

はい。ありがとうございます。ここまでの御説明で御不明な点があれば、 御発言をお願いできればと思います。よろしいでしょうか。資料1については データと併用ということもあったかもしれませんが、いかがでしょうか。

では、資料6の方を参照していただいて実際の事業の評価等について、御説明をいただきたいと思います。資料5で申しますと、1ページの事業番号1「ちばっ子学力総向上総合プラン」について、資料6を交えて御説明をいただくということでしょうか。事業の内容と、委員の皆様から頂戴した御意見の回答を担当者の方からお願いいたします。学習指導課さんでしょうかお願いいたします。

【教育庁学習指導課】

はい。県教育庁学習指導課でございます。よろしくお願いいたします。それでは資料6の1ページ、「ちばっ子学力向上総合プラン」について御覧ください。事業No.1になります。事業内容としては、子供たちの学ぶ意欲の向上、教員の授業改善というところを大きな柱にし、2つのアクション、我々はダブルアクションプラスワンという呼び方をしておりますが、こちらを推進していくことで児童生徒の学力向上を図るといった事業になります。

2の事業実績評価等の(1)、令和4年度の実施結果になります。子供たちの主体的な学び促進事業ということで、家庭学習用の教材になりますが、ちばっ子チャレンジ100、ちばのやる気学習ガイド等々の活用の周知を図りました。

また、千葉県学習サポーターを、小中学校188校に192名を派遣し、学習の支援等を行いました。

また3つ目に、ちばっ子の学び変革推進事業ということで、全国学力・学習 状況調査の結果に関する検証校を15校指定し、授業公開や学力向上交流会等を 実施しました。

そして4つ目に、ちばっ子学びの未来デザインシートという、通常の教科の 学習内容の理解度だけではなく、教科等横断的な、また教科等で学習したことを 日常生活にどれだけ生かせるかということを図れるような県独自のシートを、 県内の小中学校の半数、504校、約15万人の児童生徒を対象に実施を いたしました。

(2) の事業の成果になります。家庭学習用のちばっ子チャレンジ100や ちばのやる気学習ガイド等々は、コロナ禍で、学校の先生方が課題として示して いた頃に比べますと、活用の割合が減少しているものの、全体として児童生徒の 主体的、自主的な取組の様子を確認することができました。

また、学習サポーターの派遣について、学力に課題のある小・中学校に対し派遣しておりますので、授業におけるきめ細やかな学習支援、放課後の補習学習等々を対応することができました。

また学力向上交流会については、オンライン、またオンデマンド等々の形態を 工夫して実施し、授業動画配信や実践事例等の配布を行い、充実させることが できました。

また県内の授業力の高い教員を、県の方で授業づくりコーディネーターとして 指定し、その活用事業によって、コーディネーターを様々な場面で活用し、多く の学校が授業改善に取り組むことができました。

事業の課題・問題点、今後の方向性というところですが、この学力向上総合プラン、ダブルアクションプラスワンについては令和2年度に作成をしました。ただ小中学校では、各学校において理解度に差が生じているというように感じています。なお、一層の理解を図り、各学校においてプランに基づいた取組の成果を推進していきたいと考えています。

またこのダブルアクションプラスワンの中に、多くの事業がありますので、 各事業の成果と課題について、適切に判定をし、さらなる充実を図って参りたい と考えています。

そして事前にいただいていた御意見について申し上げます。資料4の1ページ目の上の2つになります。

1つ目、ちばっ子学力向上総合プランについてです。話合い活動の達成率について良い成果が現れているという御意見をいただきました。ありがとうございます。引き続き、学力向上総合プランの周知、理解促進を図って参ります。

2つ目に御質問をいただいております、事業の成果のところで、児童生徒の主体的、自主的な取組の様子が確認できたとの記述がありますが、どのような方法で確認をしたのか教えてほしいという意見をいただいております。こちらについては、全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙において、子供たちが課題の解決に向けて自分で考え、自ら取り組んでいましたかという質問に対する肯定的な回答の割合を経年で比較したところ、小中学校ともに増加をしていたことからこのように記載をさせていただきました。

引き続き学力向上総合プランの周知及び理解促進を図って参りたいと思います。 学習指導課からは以上です。ありがとうございました。

【議長】

はい。ありがとうございます。これも含めて10事業について委員の皆様から 御意見を頂戴するのですけれども、1事業ずつ区切りまして、皆様からの御質問 や御意見を頂戴したいと思います。 まずは1つ目の事業でございます。1ページ事業番号1について、ただいまの 御担当課からの回答を踏まえまして、委員の皆様から御意見があればお出し いただければと思います。いかがでしょうか。

【委員】

小中学校への学習サポーターの派遣について、具体的にどのような学習支援や、補習学習を行っているのか。また、文部科学省では、教科担任制を段階的に推進することとしていますが、小学校における算数や理科等、より専門的な知識が求められる教科において、教員の配置等どのように取り組んでおられるのか、教えていただければと思います。

【議長】

はい。ありがとうございます。 2 点目についてはおそらく今後の見通しも 含めてという御質問だと思います。一問一答という形ではなくまとめてお答え いただきたいと思います。

この事業について他に御質問のある委員は、いらっしゃいますか。

【委員】

資料4の質問の2点目に関してなんですけれども、事業の成果について、児童生徒の主体的、自主的な取組の様子が確認できたという記述があります。その様子が確認できたという根拠が、質問調査の割合であるということで御回答いただきました。いわゆる量的な質問、量的な評価をしているところなのですが、記述としては様子が確認できたということで、質的な記述になっているかなと思われます。非常に細かい点かと思われるかもしれませんが、評価の妥当性というところで、統一を図る必要があるのではないかというように思います。もう少し加えれば、量的な評価だけではなくて、質的な、内容面に関する評価ですとか、そういったものも可能な範囲で付け加えられると、実際のところが、見た人にもわかりやすいかなということを感じます。

【議長】

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。ではよろしければ今お二方からの御質問と御意見について、担当課より応答があればお願いいたします。

【教育庁学習指導課】

はい。学習指導課でございます。私の方からは、学習サポーターのことについて回答いたします。どのような業務、役割かと申し上げますと、大きく3つございます。1つ目は授業中における子供たちの学習支援、2つ目が放課後等のいわゆる補習学習に対する児童生徒の学習支援、最後に3つ目が、家庭学習の

充実、あるいは習慣化づくりに向けた支援という3つでございます。

運用状況といたしましては、多くが1点目の授業中の学習支援ということで、例えば授業者、担任の先生だけでなく、そこに学習サポーターが入ることによって、1クラスを2人の先生の視点で支援ができるというところで活用をしているところでございます。

続けて、次の質問に回答させていただきます。専門性の高い教科担任制度の ことについて、申し上げます。国の方の加配の事業で、小学校5、6年生には 算数、理科等に教科担任制ということで教員の加配配置がされております。

千葉県としましては、5、6年生の学習内容が難しくなるもう一歩手前の3年生と4年生を対象に、算数と理科、また専門性の高い図工と体育について、小学校専科非常勤講師等配置事業というものを、県独自で小学校の方に配置をしています。昨年度から開始して、拡充を続けておりますので、今年度配置した学校等に効果検証等も外部機関と連携して行っておりますので、引き続きこの事業の推進を図って参りたいと考えています。

そして最後に、御意見・御質問のところの様子という言葉について、こちらについては、量的なもの質的なものということで、御意見をいただきましてありがとうございます。様子ということですと、県教育委員会の各教育事務所の指導主事が学校訪問等で子供たちの様子を見て、主体的に取り組んでいるということは聞いていますが、事業の評価シートの表現として、どのような表現が適切かということは、この後検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

【議長】

書きぶりがどうということというよりも、量的な調査に加えて質的なデータもしっかりと蓄積していった方がいいのではないかという御意見だったかと伺いましたが、指導主事の方がお持ちの見立てをしっかり記録していくということでしょうか。

【委員】

そうですね、今お話しいただいたように、実際に子供たちを見られたり、子供に寄り添っていろんなことをされていると思うので、そういうことをちゃんと残したり発信したりしていくことで、学校教育としてもしっかりやっていることが伝わっていくかなと思います。今すぐどうしてほしいということではなく、長期的に、そういう評価方法ですとか見取りの方法みたいなものも検討していただければありがたいなというふうに思っております。

【教育庁学習指導課】

はい、ありがとうございます、検討して参ります。

はい。よろしくお願いいたします。では、資料6で申しますと3ページ目の 事業番号10「道徳教育推進プロジェクト事業」について、御担当課から御説明 お願いいたします。

【教育庁学習指導課】

はい。よろしくお願いいたします。引き続き、学習指導課になります。 よろしくお願いいたします。

まず事業の内容については、こちらに掲げております命の繋がりと輝きということをテーマに、小中高等学校、各学校段階に応じた体系的、系統的な道徳教育を推進することにより、児童生徒の道徳性を高めるということを進めさせていただいております。

事業の実施結果ですけれども、令和4年度につきましては、年間の中で1回、道徳教育懇談会を実施しました。内容につきましては、県内外の道徳の有識者にお集まりいただきまして、授業の参観と県の道徳事業について、いろいろと御意見をいただいたところでございます。また、令和4年度につきましては、県内で17校、小学校5校、中学校5校、高等学校5校、幼稚園、特別支援学校各1校ずつを特色ある道徳教育推進校と定めまして、実践研究を実施いたしました。2年目になりまして、全校において公開研究を行ったところでございます。県内の各地域で道徳教育の推進について、公開授業を通して、それぞれ還元していったという結果になります。

それから道徳教育実践事例集のDVD「心豊かに」を作成し、県内の全公立 学校に配布いたしました。内容につきましては、特色ある道徳教育推進校、 こちらの公開授業を中心とした実践事例集を1枚のDVDにまとめまして、映像 資料を含めて、県内の小中学校、高等学校、幼稚園、特別支援学校に配布させて いただいたところです。

また、中学校と高等学校等の道徳教育推進教師を集めた研修会を実施しております。小中学校については、小学校と中学校とで隔年で実施しているところです。

また高等学校の読み物教材集「明日への扉IV」を令和3年度末に作成し、令和4年度に県内の県立高等学校に配布させていただきました。千葉県では、県立の高等学校につきましても、高等学校は教科として道徳はないんですけれども、道徳を推進しているということで、幼小中高と系統的な道徳教育を意識して進めているところでございます。

事業の成果として、道徳教育懇談会では、県の道徳教育のあり方について協議 していただきまして、県の独自の道徳教材や、研修資料の活用について意見を いただきました。 また、特色ある道徳推進教育の推進校については、考え議論する道徳への転換を目指した授業改善に取り組みました。公開については、そのDVD集に収録させていただき、県内に広く還元させていただいております。

また、中学校高等学校の研修会につきましては、オンラインでの授業講義となりましたが、道徳の教科化が小学校6年目、中学校は5年目になりますけれども、こちらの方を県としてどういうふうに進めていくべきかということで、講義をいただきました。

課題としては、令和5年度、もうすでに始まっておりますが、新しい特色ある 道徳教育推進校を選出し、今ちょうど走り始めているところでございます。来年 の公開に向けて研究が深まっているという報告を聞いております。

また道徳教育実施状況調査について、毎年例年行っているところですけれども、 本年度も行う予定でございます。

それから道徳教育の一層の充実について、中学校の道徳科の評価の改善の ために、推進教師を対象にした研修を行ったところです。

それでは資料変わりますが、御意見いただきました内容につきましてお答えをさせていただきます。資料の4の1ページ目、2段目を御覧ください。先ほどお話ししたとおり本事業につきましては、体系的、系統的な教育を推進することが事業としての中心となっております。こちらの知見、成果はあるでしょうかということで、御意見いただきました、ありがとうございます。

こちらの方は、先ほど申し上げました特色ある道徳教育推進校により、広く、道徳教育の推進を図っているところでございます。特に、こちらの方は、幼稚園、小学校、中学校は同じ地域で研究を進めているところでございまして、昨年度は、館山の方で、幼小中と同じ学区の中で、研究を進めておりました。その中で、特に幼小中、同じく連携、研究することにより、特に系統性を意識した研究がなされたという報告を受けております。特に公開の中では幼小中高、縦の繋がりで参加していただきまして、お互いに交流を深めたという報告もあります。

またその成果として、年度末の道徳状況調査の中で、小学校5年生及び中学校2年生のいずれも、道徳授業の必要性について90%以上の肯定的回答を示しているところです。平成29年度に道徳は教科化されたところですが、引き続き、道徳教育というのは、義務教育、高等学校等を通じて、非常に重要な要となる教育になっていくかと思いますので、引き続き道徳の推進について図って参りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【議長】

ありがとうございます。ただいまの学習指導課さんからの御説明につきまして、 皆様から御意見等ありますでしょうか。

【委員】

資料4の最初の意見の方、体系的、系統的な傾向を探るということについてもう少し伺えればと思います。体系的、系統的な教育を探るという時に、連携するということは大前提だと思いますけども、もう少し内容面で、何か見えてきたものがあればお示しいただけると、今後に繋がるのかなというように思っております。例えば、子供の様子を学校種違うところでみんなで共有し合うことが非常に重要なのか、あるいは内容のレベル、教材のレベル感みたいなものが見えてきたということなのか、あるいは話し合いの仕方など方法の工夫として何かやれることがあるとか、いろんな見方ができると思いますが、そういったものはございますか。

【教育庁学習指導課】

昨年度、同行させていただいた中で感じたことは、委員がおっしゃったような、例えば話し方のレベルだとか、あるいは、よく皆さん御存知の「泣いた赤鬼」、小学校2年生で出てくる教材ですが、これを高等学校や中学校でやることで、意見や価値が違うという話をお互いに共有しているところを見ました。これはやはり単発の学校種でやるよりも、お互いの意見を交換する際に、小中高校でお互い意見交換しながら、発達段階それぞれの段階で、思いやり1つとっても、どのような内容で教えていくか、価値をどこにするかということを、小中高で話し合うことがすごく意味あるというふうにとらえさせていただきましたが雑駁なので、これを系統的に整理しなければいけないと、この意見で、反省させられました。

【委員】

ありがとうございます。この事業評価シートに書き込むのは、スペースの都合とかもあって、ちょっと難しいかもしれませんが、そういうことがいろいろな人にわかるといいなというように思います。いろいろ工夫していただけるとありがたいかなと思っております。

【議長】

はい、ありがとうございます。他に委員の皆様からいかがでしょうか。

【委員】

教えていただきたいのですけれども、今小中高とおっしゃっていただきましたが、これは県立私立の高校は該当しないのでしょうか。やはり小中と基本ができていて、そこから全高校生に広めていって、基本を位置付けていただいて、人間形成に役立っていただけたらなと私は思っております。

私立の高校は対象ではないのですかという御質問でしょうか。担当課どうぞ。

【教育庁学習指導課】

現在のところは、私立は対象ではありませんが、県内の子供たちということで言えばそこも考えなければというところでございます。ただ、現在のところ、公立、又は、県立の方は、県立高等学校、それから県立の中学校については対象でございます。ただ私立については今のところ入ってないということで御理解いただきたいと思います。

【委員】

ぜひ、私立の方の高校生でも、浸透させていただきたいなと思っております。

【議長】

御意見として引き取っていただきまして、建学の精神等ありますので、なかなかカリキュラムまで手を入れることは教育庁として難しいかもしれませんけれども、心に留めて引き取っていただければと思います。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

【委員】

このテーマの命の繋がりと輝きとありますが、道徳の授業で具体的にどのようにこのテーマが内容に反映されているか、具体例があれば教えていただけますでしょうか。

【教育庁学習指導課】

命の繋がりと輝きという事業については、県の重点事業として、千葉県道徳教育推進のための基本的な方針ということで、平成22年度から立ち上げ、修正を入れつつ、事業として継続しているところでございます。大きな柱を、素晴らしい命、かけがえのない自分、支え合う喜び、繋がる未来ということで、すべて自分や他人の命に関わるものに繋がるという前提で進めさせていただいているところでございます。

例えば思いやりにしても、命に繋がる友情、家族愛、もう少し広げますと、 国家愛や、経験、命の喜びだけではなくて、自然の喜びも含めて、すべて命に 関わるものだということを前提として、県の方で、こちらの事業を県内で統一 して、重点科目、重点視点として掲げておりまして、どの学校でも、こちらの 方の命の繋がりと輝きというのが、道徳教育の全体計画の中に示されている というところでございます。よろしくお願いします。

【委員】

ありがとうございます。命の繋がりと輝きは、自身の問題にも繋がってくるわけで、去年の415名という子供たちの数を見ても、自分を大切にするというところをどう伝えるかということはすごく大事な問題で、私が扱っている非行少年たちは、自己肯定感のゼロな子たちをどう評価を上げていくかっていうような、そういうこともありますし、今自殺未遂をしている子供もかなりいて、その死にたいと言っている子供たちを、生きたいに変えると私は言いながら、子供たちと面接をしているわけですけれど、美しいストーリーはいいと思いますが、中にはいじめだとか、苦しさだとか虐待だとかというネガティブな環境で育っている子供たちもかなり増えてきているということもありますので、高校ではもう遅いと私は思っています。小学校卒業する前には、思いやりとか自分を大切にするという話はしなければいけないと思いますので、いじめ問題もそうですけれど、ぜひ、さらに、頑張っていただきたいなと思っています。

【教育庁学習指導課】

我々学習指導課も、多くが教員です。現場でもやはり委員のおっしゃるとおり、 環境の良い子ばかりでなく、本当に劣悪な環境の中で、何とか学校に来て、給食 をたくさん食べて、夜は食べないという子供もおりますし、いろんな家庭の中で 育っていて、そういう現実も含めて、道徳教育の持つ重要さというものが本当に あるということは、日々痛感しているところでございますので、ぜひ御意見 いただいたことを生かしていきたいと思います。ありがとうございます。

【議長】

はい。ありがとうございます。場合によってはまだ御意見あろうかと思いますけれども、まず一巡させていただいて、また全体で御意見を伺うような形にさせていただければと思います。

では続きまして、資料6の6ページ目、事業番号39「キャリア教育推進事業」について、教育庁生涯学習課さんから御説明お願いいたします。

【教育庁生涯学習課】

生涯学習課です。よろしくお願いいたします。資料の6ページの事業評価 シートを御覧ください。

まず、①についてです。県内の多様な企業や大学と連携を図る子供たちが、様々な職種における職場体験や就業体験等の機会を通して、職場に必要な資質や能力等について学ぶために、生涯学習課では、夢チャレンジ体験スクール事業を実施しております。子供たちが長期休みに入る夏休みなどを活用して、小学生から高校生を対象にして実施しております。令和4年度は33の企業等で38講座実施しまして、319名の児童生徒の参加がありました。研究所や、空港等での

体験活動を通じて職業に興味を持つことができた、人のためになる職業に就き たいなどの声などをいただいております。今後も、引き続き実施していきたい というように考えております。

次に、②についてです。子供たちが親や大人の姿、働く姿に接することができるよう、企業等に子供参観日の実施を呼びかけるキャンペーンを実施しております。夢チャレンジ体験スクールもそうですが、ここ数年新型コロナウイルスの影響をまともに受けておりまして、なかなか協力していただける企業が減ってしまったところですが、継続的に呼びかけることによって、今年度、実施する、御協力いただける企業が増えてきているところです。

子供参観日キャンペーンにつきましては、コロナ禍前は29団体、78事業所で実施がありました。1,100人を超える子供たちが参加したという報告が上がってきました。令和2年、令和3年、令和4年度については新型コロナウイルスの影響を受けまして、4、5団体程度での実施ということで、昨年度は、57人ぐらいの子供たちが参加しましたと協力企業から報告がありました。

資料の4に移らせていただきますが、委員の方々からの御意見について、 1枚目の3、左側の事業番号39番のところになりますけれども、御質問いただいた「総合計画が必要と思います」という御意見につきましては、生涯学習課と、あと学習指導課で、キャリア教育の手引き等を作成していますので、よりよい体験活動の機会を提供していけるように、今後も連携を図りながら進めていければと考えております。以上です。

【議長】

はい。ありがとうございます。今の御説明について御質問・御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。では、後ほど、総括で伺いますのでその際にも出していただければと思います。

では次に参ります。資料6で言いますと、10ページ目事業番号56「不登校 児童生徒支援推進校の指定」について、教育庁児童生徒安全課さんからお願い いたします。

【教育庁児童生徒安全課】

よろしくお願いします。児童生徒安全課生徒指導いじめ対策室です、よろしくお願いいたします。資料10ページ、事業番号56になります。不登校児童生徒支援推進校については、学校内に校内教育支援センターを設置し、実践的な活動等をとおして、不登校及び不登校傾向にある児童生徒に対する適切な支援を行うことを目的として、指定校に加配教員を1名ずつ配置しております。令和4年度の実績におきましては、校内教育支援センターに通級した者は、令和3年度より193名増加の1,574名となっております。そのうち、原籍学級復帰に向けて状況が改善した者は、571名であり、復帰率は36.3%となって

おります。また令和5年度に関しましては、県内公立小学校4校、公立中学校124校及び義務教育学校2校の合計130校を指定しています。教室に入りづらい児童生徒にとって、学校内に自分のペースで過ごせる落ち着いた空間を確保することは、心の安定を図り、学習等への意欲を早期に回復していくなど、様々な効果が期待されるものであり、大変重要であると考えています。これまで、学校訪問等の機会に校内教育支援センターの取組状況を確認しておりますが、児童生徒が安心できる空間とするための工夫や支援員等の配置などの状況は、学校によって様々です。今後、不登校児童生徒や、保護者のニーズに合わせ、校内教育支援センターの現状や抱えている課題等についても詳細に把握し、不登校児童生徒への支援がさらに充実するように努めていきたいと考えています。

資料4に移ります。いただいた御意見のなかで、将来ある子供をバックアップする体制がこれからも必要という御意見をいただいています。県教育委員会では、不登校児童生徒支援推進校の指定の他に、SC・SSW及び訪問相談担当教員の配置、不登校児童生徒支援チームの設置、支援に関するサポートガイドの作成を行っています。また、千葉県不登校児童生徒の教育機会の確保を支援する条例が施行されました。それを踏まえまして、不登校児童生徒の教育機会を確保する施策を総合的に推進する基本方針の策定に向けてフリースクールや保護者、学識経験者などで構成する連絡協議会を実施しています。今後は、関係機関との連携をさらに強化し、不登校児童生徒への支援をより一層推進していきたいと考えております。以上になります。

【議長】

はい、ありがとうございます。今の御説明について、いかがでしょうか。

【委員】

1件、お尋ねします。児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査によると、千葉県の不登校児童生徒数は、小学校、中学校、高等学校と全ての校種で増加している事実があるようです。不登校児童生徒支援は重要な施策の一つであると考えるが、今後、どのような支援を行っていくのか。

【議長】

他にも御質問があれば併せて御回答いただこうと思いますが、いかがでしょうか。では、児童生徒安全課、お願いします。

【教育庁児童生徒安全課】

今後の不登校支援の対策ですが、本日担当が不在ですので、一度課内に持ち帰らせていただきまして、御回答させていただきたいと思います。申し訳ありません。

はい、ありがとうございます。資料4に御回答いただいていて、この辺りをより充実させるということですね。ありがとうございます。この事業についてよろしいでしょうか。では、追加で御回答ありましたら、事務局を通じて委員に御回答いただければと思いますので、お願いします。

では次の事業に参ります。資料6で申しますと16ページ、事業番号62 「ちば地域若者サポートステーション事業」でございます。雇用労働課若年者 雇用推進班、よろしくお願いいたします。

【雇用労働課】

よろしくお願いいたします。私の方からは、事業番号62番、「ちば地域若者サポートステーション事業」について説明をさせていただきます。資料の16ページになります。

まず事業の概要ですが、こちらの地域若者サポートステーションというものは、15歳から49歳までの若年無業者とその御家族を対象として、働く意欲の向上、またはキャリア形成に関わる支援等を行う厚生労働省の事業となっております。具体的には、概ね3年までという比較的長期間にわたる支援期間を通じまして、キャリアコンサルタントによる相談支援や自立支援に向けた各種プログラムへの参加を通じて、若者の社会的自立に向けた支援の実施を行っております。全国に177か所、千葉県内には8つのサポートステーションがございまして、千葉県では、県全域を対象としております、ちば地域若者サポートステーションを通じて、若年無業者の自立支援に取り組んでおります。

令和4年度の成果としましては、相談支援や就労等に向けたプログラムの実施を通じまして、120名の新規登録、そして88名の進路決定となっております。特に、令和2年度から始まりましたオンラインによる面談が、新型コロナウイルスが一段落した後も、利用者から一定の需要がございまして、令和4年度のキャリアカウンセラーの相談のうち、約12%がオンラインによる相談となっております。それに加えまして、進路決定後も、就職者に対して、定期的な面談や聞き取り等を実施しまして、職場での定着やその後のキャリア形成のサポート等も実施させていただいております。

課題としましては、近年、障害者手帳をすでにお持ちの方、又は、医療機関等を通じてサポートステーションを紹介された方など、より困難度の高い利用者の方が少しずつ増加してきておりまして、就労までにかかる支援期間が長くなるケースが増えてきております。そのため千葉県では、ちばサポートステーションに臨床心理士を配置して、心の相談を実施するとともに、心の健康をテーマにしたプログラムを実施するなど、メンタルヘルスのサポートの充実を図っております。

また、千葉県若者自立支援ネットワーク協議会を通じまして、県内の様々な 就労支援機関等の連携を強化し、適切な支援を受けられるように取り組んで 参ります。

また、依然としてサポートステーションの知名度が低いという現状も課題と考えております。御意見にもございますとおり、利用を希望される方が、気軽に相談できる体制づくりというのは非常に重要と考えており、対面による相談に加えまして、電話、メール、オンラインによる相談、又は駅前など利便性のよい場所へ、こちら側が出かけていっての出張相談等実施しておりますので、今後も利用しやすい環境づくりを心がけて参りたいと考えております。

もう1つのいただいた御意見につきまして、受託事業者についてですが、この 事業は千葉労働局が実施する一般競争入札で、2か年毎に受託事業者を決定して おります。事業を一体的に実施するため、国事業の受託事業者を、県事業の受託 事業者と指定しておりまして、令和5年度から、こちらのちばサポステとしては 新しい事業者が受託、運営しております。今後も、様々な機会を通じまして、 県内の支援を必要とされている方の支援を進めて参りたいと考えております。

サポートステーション事業の説明は以上となります。

【議長】

はい、ありがとうございます。いかがでしょうか、この点について御質問があればお出しいただければと思います。

【委員】

この広報というのは、各中学校とかそういうところには、行っているので しょうか。

【雇用労働課】

中学校に対しては、個別の中学校に御案内というのは、現在のところはしておりません。こちらの事業は15歳から利用可能ですが、在学中の方は対象外となっております。高校に進学する方が多いため、各高校の方には御案内をさせていただきまして、途中で中退されてしまうケースの方に向けた広報はさせていただいております。

【議長】

あらかじめ、中学生からも知っていてもいいのではないかということでしょうか。

【委員】

そのとおりです。いま中学校では、進路が決まらない子供が増えてきているように感じます。そのときに、どこに先生たちも紹介したらいいかとなったとき、現場から名前が出てこない。ここを知っていて、心理士とか、そういう方と関わっていただけるのであれば、ちょっと救われる子供たちがいたな、と今お話を伺っていて思いましたので、ぜひ公立中学校の先生たちに周知していただいて、どこにも行き場のない子供たちにぜひ、安全だというところで、お勧めしていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

【雇用労働課】

貴重な御意見、ありがとうございます。

【議長】

これについては、教育庁の生涯学習課や学習指導課の方でも引き取っていただいて、連携の御検討をいただければと思います。

では続きまして、資料6の20ページ、事業番号93「少年サポート活動」に つきまして、県警の少年課さんから御説明をお願いいたします。

【県警少年課】

県警本部少年課です。よろしくお願いいたします。私の方からは、事業№.93 番の少年サポート活動について御説明いたします。

少年サポート活動の事業概要についてですが、少年課では、県内6か所に附置機関の少年センターを設置し、臨床心理士や公認心理士の資格を有する少年補導専門員や、相談専門医を配置して、街頭補導や少年相談、非行防止や薬物乱用防止のための広報啓発を行うなど、少年の非行防止と保護に向けた各種活動を推進しております。令和4年中における少年を取り巻く諸情勢を申し上げますと、事業実績のとおり、刑法犯少年の検挙人員及び不良行為少年の補導人員はともに減少しております。

それとは反対に、職員派遣型の非行防止教室や薬物乱用防止教室といった啓発活動については、新型コロナウイルスの第5類移行に伴いまして、社会生活が元に戻りつつあるため、徐々に増加しております。この啓発活動の増加が、少年の規範意識の醸成に繋がり、検挙人員と補導人員の減少に繋がったのではないかと考えております。

また、令和4年度に行った取組について御説明いたします。近年、SNSに起因して、性犯罪などの被害に遭ったり、闇バイトと称した電話 de詐欺等の犯罪にアルバイト感覚で加担する少年が多くなっております。県警では、ネット社会に生きる少年に向けて、わかりやすい内容の啓発動画を制作し、非行防止教室等で活用しているほか、県警ホームページやYouTube、旧

TwitteroXなどで配信するなど、少年の目線に合わせた広報啓発活動を推進しているとこであります。

また、SNSに起因する少年の犯罪被害を防止する取組として、SNSに対するサイバーパトロールを行い、児童の性被害に繋がる恐れのある不適切な書き込みを発見した場合は、警察から警告メッセージを投稿し、注意喚起を促すなどの取組を推進しているところであります。

県警では引き続き、これらの取組を推進し、少年の健全育成に尽力して参ります。

続いて資料4に移りまして、委員の皆様からいただいた御意見にお答えいたします。

まず、SNS問題への取組についてということで御意見をいただきましたが、近年、SNSを通じて知り合い、児童が性被害等に巻き込まれるケースが多く見られます。先ほども話しましたが、県警では、非行防止教室を通じて、少年やその保護者等に対し、インターネットの危険性やその適正利用について広報啓発を推進するとともに、サイバーパトロールにより、SNS、これは旧TwitterのXを対象としておりますが、児童の性被害に繋がる恐れのある書き込みに対して、警告メッセージを投稿し、注意喚起を促しております。県警としましては、引き続き関係機関と緊密な連携を図り、SNSに起因する少年の犯罪被害を防止する取組を推進して参ります。

次に、委員の方から、青少年センターとの街頭補導の現状についてという 御質問をいただきましたのでお答えいたします。日頃から、県内の青少年 センターとは情報交換を行っているところであり、少年のたまり場などの情報を 寄せられた場合には、県警と合同で補導活動を実施するなど、現在も相互に連携 を図り、状況に応じた対応をとっております。青少年センターとの合同補導の 実施状況については、令和4年中は7回、令和5年9月末現在では、暫定値で ありますが、5回実施しております。

また、薄暮時や夜の時間帯の街頭補導の実施状況について御質問いただきましたので、お答えいたします。県警では、時間帯に分けて街頭補導の統計をとっておりませんので、はっきりとした件数はお答えできませんが、長期休業中や祭礼など、薄暮時や夜間に少年のい集が予想される場合や、い集等に関する情報が寄せられた場合には、警察署や関係機関と連携し、可能な限り街頭補導活動を実施しているところであります。

最後に、委員の方から、特殊詐欺や薬物非行について、中高生だけでなく、 保護者への啓発も併せて行い、家庭全体の問題意識を向上させることがより一層 の非行防止に繋がるのではないかという御意見をいただきましたので、お答え いたします。県警では、電話 de詐欺の少年加担や薬物非行を防止するため、 児童生徒を対象とした非行防止教室や薬物乱用防止教室を開催しているほか、 保護者を対象とした講演の場においても、犯罪への加担防止、被害防止に関する 正しい知識を教授するなど、積極的な啓発活動を行っているところであります。 委員のおっしゃるとおり、最近では大麻が若年層に蔓延している傾向にあります。 大麻乱用の危険性、有害性を正しく認識させるべく、家庭全体の問題意識を向上 させることは、非行防止をする上で、非常に効果的です。県警としましては引き 続き、少年に対する非行防止教室や薬物乱用防止教室、保護者に対する講演等を 通じて、規範意識の向上に努めて参りたいと考えております。

少年サポート活動に関する説明については以上となります。

【議長】

はい、ありがとうございました。ではこの事業について委員の皆様いかがでしょうか。

【委員】

激励と評価をしたいと思います。やはり徐々に非行少年の数、補導の件数は減っていますけれども、また、新型コロナウイルスが解除されて、本当に、中学生高校生の大麻、それから反社勢力が子供たちに声をかけているという実情があります。実際に大麻を買うためにお金を借りてしまったという話も聞いていますので、これからまた、少年非行が増えないことを願っていますが、未然防止という意味で、ぜひ少年センターと県警がタッグを組んで補導活動をしていただけたらなと思います。

もう1点は、今日出がけにXを見てきました。援助交際をほのめかす少女たちのメッセージに対して、男性が何か声をかけそうなメッセージを入れるとそこに「それは犯罪です」ということで、ポスターとともに警告メッセージが出ます。「これを守らなければ捜査をします」というようなメッセージです。非常に良いことだと思いますので、取組を推進していただきたいと思います。よろしくお願いします。

【県警少年課】

貴重な御意見、ありがとうございました。

【議長】

他の方いかがでしょうか。

【委員】

この薬物乱用について、私も今勉強させていただいております。各市町村に 薬物乱用防止委員という制度があると思います。そういった方たちの、いわゆる 関係機関との連携を図って、各学校、それから町内会、そういったところに浸透 させて、その機関もどんどん利用していただいて、一緒に防止対策をしたらいい かなと思います。各市町村に3人、4人はいらっしゃると思います。そういった 方々も、ぜひお誘いして、一緒に活動、啓発したらいいかと思います。子供たち だけじゃなくて資料にあるように、家族、家庭に対しても取組を検討していた だければありがたいと思います。

【委員】

意見にも挙げさせていただきまして、先ほど委員の方からもお話がありましたとおり、やはり保護者の方へどう啓発していくかというところが難しく、大事なのではないかと思っています。家庭裁判所でも、少年が問題意識を持ったとしても、保護者の方がうまくサポートできなくて再非行に至ってしまうことがあります。先ほど回答として、保護者の方に対しては講演の場において、啓発を行ってくださっているというふうにお聞きしましたが、どのような機会にどのような講演を行っておられるのかということを教えていただけるとありがたいです。

【委員】

元県警の職員として、私も現在でも引き続き子供たち向けの薬物乱用防止教室ですとか、保護者向けの講演会などをやっております。先ほど委員からも出ましたけれど、関係機関と警察とで連携して取り組んでおります。警察の少年センターが6か所ありますので、町内会の方からっていうのはあまりないですけれど、小中学校の保護者、家庭教育学級などから依頼があると、講演会を開催しております。非行少年などの場合は、私は直接、子供と親と、話をすることもあるので、目の前にいる子供たちに関しては警察も、私のように少年に関わる人たちも取り組んではいますが、大麻が広がっている実感があります。

【県警少年課】

ありがとうございました。薬物乱用防止教室の関係で、他の市町村との連携について、今現在、県のくらし安全推進課も各学校に一緒に回って、講演をさせていただいております。今後とも、市町村や関係機関と連携していきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

また、保護者に対してどのような教育、講演しているかというところですが、 主にメインはネット安全教室という、保護者、PTAの集まりとかそういった ところを利用して、学校の場を借りて、ネット安全教室において、インター ネットの危険性やフィルタリングの必要性などの事例を挙げて、短時間でわかり やすい説明をさせていただいております。また、子供が安易に薬物とか電話 d e 詐欺、闇バイト等に加担しないように、安易に行わないようにという注意喚起を 行ってございます。以上です。

はい、ありがとうございます。

では次に参ります。資料6の21ページ、事業番号101「市町村児童虐待防止ネットワーク機能強化事業」について、児童家庭課から御説明お願いいたします。

【児童家庭課】

はい。児童家庭課です、よろしくお願いいたします。資料6の21ページをお願いいたします。

「市町村児童虐待防止ネットワーク機能強化事業」というものにつきまして、 事業内容としましては、専門的人材の確保が難しい地域における市町村児童虐待 防止ネットワーク及び要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、助言 指導を行う専門家を県が派遣しまして、市町村児童虐待防止ネットワーク等の 取組を支援しているという状況です。

令和4年度の結果ですが、派遣回数は33回でありまして、令和3年度の派遣回数25回から増加しております。個別のケース検討においても専門家の派遣を実施しておりまして、ケースワークを迅速に進めるための一助となっているとの報告が市町村からも上がっております。

成果につきまして、抱える事案について専門家を依頼していいのかと悩んでいる市町村も見られるため、申請を行う市町村については事前にニーズを確認した上で、課題解決に適した専門家の派遣が可能かどうか協議を行っております。その成果もありまして、一度利用した市町村においては、複数回利用する傾向が見られております。

課題としましては、各市町村、要対協の実効性を高めるために、運営のあり方と、個々の事例の対応支援の向上に努めていかなければいけないと考えておりますが、現在まで本事業の活用がない市町村もあります。引き続き主管課長会議及び本事業の周知の際等、本事業の活用方法とメリットを伝えていきたいと考えております。

続きまして委員の方からの御質問について、資料4の3ページになります。

要対協における学校教育関連部署との連携ということですが、もちろん要対協の構成員として、学校関係者、教育機関も入っておりますが、地域の実情によっても様々な状況というふうにも伺っております。回答としましては、地域の実情に合わせて、学校教育機関との連携強化を含め要保護対策地域協議会の機能強化を図っていきたいというふうに考えております。

また、要対協の運営について、支援策を一緒に考えていく場にしてほしいということですが、これにつきましても、要対協の運営について助言指導だけでなく個別のケース検討への助言を行うことができるアドバイザーを派遣するなど、

実効性のある派遣として協議会のさらなる機能強化を進めて参りたいと考えて おります。以上です。

【議長】

はい、ありがとうございます。では今の御説明につきまして、御質問や御意見等、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では次の事業に参ります。資料6の23ページ、事業番号109「青少年相談員設置事業」について、県民生活課子ども若者育成支援室の御担当の方お願いいたします。

【県民生活課】

県民生活課です、よろしくお願いします。資料6の23ページを御覧ください。 事業名は「青少年相談員設置事業」になります。

当事業は青少年問題が多様化する中、地域の青少年健全育成のリーダー的存在 として、青少年の健全育成活動の推進、非行防止、安全防犯活動など、多岐に わたる活動を行っている青少年相談員の活動の充実及び資質や意欲の向上を 図っております。

昨年度の事業の実施結果といたしまして、青少年相談員と青少年がスポーツやレクリエーション等を行うつどい大会を地域振興事務所ごとにブロック分けした県内11地区それぞれで開催し、青少年2,033人の参加がありました。また、市町村での活動に対しては、82,078名の青少年が、地域において実施する行事等に参加いたしました。

青少年相談員活動への意欲や資質向上を目的とした課題研修会は、県内11地区ごとに計画して、こちらは青少年相談員のみの参加になりますが、641名の相談員が参加いたしました。

次に委員の御意見への回答をさせていただきます。資料4の3ページを御覧ください。

まず1つ目、青少年の参加者が少ないことについてですけれども、青少年相談員の担い手不足にも関わってくることですけれども、青少年相談員活動は、野外で青少年のスポーツやレクリエーション活動の支援をする機会が多く、令和元年度から令和4年度は、台風被害や新型コロナウイルス感染症拡大に伴う行動制限によって、多くのイベントが中止となってしまいました。そうした中でも、オンラインを活用したり、工夫を凝らしたりしながら活動を継続してきており、また、東京2020大会を契機に、ボッチャなど新しいスポーツイベントも開催され、青少年の健全育成に資する活動の充実が図られています。

なお、今年度の事業ですが、本年は相談員制度発足60周年を記念して、県内の子供たちに折鶴を折ってもらい、その折鶴を60周年大会で披露した後、県内各地で巡回展示する「折鶴プロジェクト」を実施しました。青少年相談員の確保

及び知名度の向上等のため、ホームページで活動の事例を紹介したり、こうした 事業を行ったりすることで、青少年相談員の周知に努めております。

次に、2つ目の御意見の課題研修会に係る事業の実施結果についてですが、課題研修会は青少年相談員として、青少年の健全育成に寄与するための資質を高めるとともに、地区の青少年相談員同士の交流を深めることを目的に行い、令和4年度は全11地区で開催されました。1期目の研修ということもあり、アイスブレイクを行う地区が多かったのですが、青少年のインターネット環境の急速な変化や、ネット上のトラブルの増加を踏まえ、スマートフォンやSNS等の利用について、子供たち自身が身につける力や、大人が果たす役割について学ぶ講習会を実施した地区もございました。研修を行うことで、参加した相談員同士の交流を深めるきっかけを作ることができ、また、子供に対する注意点など、実践に役立つアドバイスもありましたので、今後、青少年と触れ合う際の相談員の資質向上にも繋がりました。よって、委員御指摘のとおり、こうしたことを記述に加えさせていただきます。以上になります。

【議長】

はい、ありがとうございます。ただいま御説明の事業につきまして、御意見 御質問等ありますでしょうか。

【委員】

お聞きしたいのですが、青少年相談員の担い手が少なくなっているということを仰っていましたが、やはり定員があると思いますが、その中でどの程度の割合になっているのか。また、今日、青少年相談員の会長もいらっしゃっていますが、定年制があると思います。 40代で定年になるっていうのが一番働き盛り、その人たちが定年になり、後進に道を譲る。もう少し長くできないのかという点が気になったのですが、よろしいでしょうか。

【議長】

この点について、委員からあらかじめコメントありますか。

【委員】

おかげさまで定年は今、55歳まで延びております。けれども、やはり担い手はかなり少ない状態です。定年を延長したから、本当は卒業できた人が無理やり押し付けられるという状況のところもあると思います。ただ逆に、55歳超えてもまだやれるという意思のある方はいらっしゃいますけれども、その方はもう完全に卒業という形になってしまっているのが実情ですね。

はい、ありがとうございます。では事務局から、充足率について御回答ありますでしょうか。

【県民生活課】

はい、充足率についてですけれども、令和4年の4月1日時点の定数に対する 委嘱者数の割合ですが、平成28年度が定数4,261人に対して、4,258 人で99.9%、令和元年度になりますと、定数4,166人に対して 4,042人で97.0%、令和4年度になりますと、定数4,059人に 対して3,827人で94.3%になります。令和5年度の令和5年4月1日 時点ですと、定数同じく4,059人に対して3,877人となっております。 よろしくお願いします。

【議長】

はい。委員御指摘の定年延長があっても、充足率がずっと目減りしていくような状況ということです。今後、どうしたらいいのか、御意見も含めて、もし今の時点でおありでしたら、いかがでしょうか。継続的に御検討いただいて充実を図っていただければと思います。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

【委員】

私は青少年相談員第6期から始めていました。その時は委員がおっしゃったように、定年が45歳だったと思います。それから何十年も経ちましたけれども、今の人選方法は、当初は市町村にやってくれないかという委嘱があって、受けさせていただきました。今の人選方法っていうのはどのような形でなされているのかお聞きしたいです。

【県民生活課】

人選方法については、市町村長からの推薦に基づいて県が委嘱しております。

【委員】

市町村長さんもお名前とお顔が一致しない方をということはなかなか難しいかと思いますが、やはり知っている方から次の方へというふうにつなげていくという方法もあるのではないかと思いますけど、やはり課題が大きい青少年問題だと思います。

【委員】

市町村ではなく、その下の連合会長等から推薦をあげる方法も考えられるか。

推薦方法について工夫ができるのではないかということですが、いかがで しょうか。

【県民生活課】

地域によって実情は異なるとは思いますが、市町村の連絡協議会の下に、学区 ごとに定数5名ずつというところでありますので、そこで推薦をもらって 市町村長の方でまた推薦をいただくという形になっています。

【委員】

そうしないと上がってこない。

【議長】

よろしいでしょうか。継続的に御検討いただければということでございます。 では次に参ります。資料で申しますと25ページ、事業番号120「学校を 核とした県内1000か所ミニ集会」について、教育庁生涯学習課の方から 御説明お願いいたします。

【教育庁生涯学習課】

はい、生涯学習課です、よろしくお願いします。

「学校を核とした県内1000か所ミニ集会」については、地域住民の声を 学校運営に生かす開かれた学校づくりや学校を核とした地域コミュニティの構築 を目的に、平成12年度から、政令市を除くすべての公立学校を対象に開催して おります。

令和4年度は新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、開催の可否については、各学校での判断に任せました。そうしたところ県内933校で実施し、延べ31,686人が参加したという報告がまとめられました。約8割の学校で、昨年度、実施したというところです。

いくつか委員の方々から御質問をいただきましたが、資料4を御覧いただけたらと思います。3点、御意見をいただいておりますのでそちらを中心に回答させていただければと思います。

生涯学習課では、地域全体で子供たちを育む、地域とともにある学校づくりを目指しております。地域と学校がパートナーとして行う、地域学校協働活動の推進を図るとともに、学校と地域住民等が力を合わせて、学校運営に取り組むコミュニティスクールの設置を推進しており、学校を核とした県内1000か所ミニ集会については、関連する事業の一つとなります。

委員の方々からも御意見いただきましたが、地域コミュニティの活性化ですとか、この事業については、今後の方向性等について見直し、検討していく必要があるという報告もさせていただきました。

また、この事業については、学校、家庭、地域、保護者の最高の場であるということですとか、情報基地であるというようなありがたいお言葉もいただいておりまして、企画運営方法など、ぜひ考えて継続をしていただきたいというような御意見をいただきましたが、もちろん生涯学習課でも、地域コミュニティや地域活性化は、非常に重要だというふうにとらえております。そのため、コミュニティスクール研修会ですとか、地域と学校を結ぶ地域コーディネーター向けの研修会等を実施しており、先進校の避難所開設をしている学校等ありますので、そういった先進校の活動や地域美化活動等の事例を紹介して、県内に広めているところです。研修会での紹介は今後も引き続きしていきたいというふうに思っております。

またコミュニティスクールということで、国の方も導入と運営の充実をという ふうに言われております。議会でも話題にしていただいたところですけれども、このコミュニティスクールとは、学校運営協議会を設置する学校のことです。 学校と保護者や地域の皆さんとともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させる法律に基づいた仕組みとなります。そのためミニ集会については、この学校運営協議会と同様に、地域等の考えを学校運営に反映する取組の1つであるため、今後見直しを視野に、検討して参りたいと考えております。企画運営についても含めて、今後、学校、家庭、地域の連携をどのようにしていくか、コミュニティスクールを柱に検討して参りたいというふうに思っております。以上です。

【議長】

はい、ありがとうございます。ただいまの御説明につきまして御質問、御意見ありますでしょうか。御回答もいただいたところでございますけれども、よろしいでしょうか。

では、本日取り上げる最後の事業になります。資料6の32ページ、事業番号 141-2 「情報教育の充実」について、教育庁児童生徒安全課の御担当者 お願いいたします。

【教育庁児童生徒安全課】

児童生徒安全課です。資料の32ページになります。情報教育の充実についてですが、情報モラル教育研修への講師派遣事業において、教職員のインターネットに関する知識の習得、情報モラル教育の効果的な指導方法を見つけることや、児童生徒及び保護者への情報モラルの啓発等を目的として、各学校等で実施する情報モラル教育研修、講演に講師を派遣しております。派遣対象校及び派遣

校数は、県立中・高等学校及び特別支援学校は30校、市町村立小・中学校は70校、計100校への派遣を予定しております。

今年度も昨年度と同様に、夏季休業前の6月より実施しているところです。 なお、研修や講演の講師については、情報モラル教育についての最新の知見と 指導経験を有した人物を、県教育委員会と連携・協力関係にある機関・団体等 より推薦し、講師として派遣しております。

令和4年度におきましては、県立学校14校、うち高等学校9校、特別支援学校5校、市町村立小・中学校68校、うち小学校47校、中学校21校、1市教育委員会の合計83か所に、最新の知見と経験、指導力と啓発力を備えた講師を派遣し、インターネットの正しい使い方、SNS上のトラブルやいじめの未然防止等について、教職員や児童生徒、保護者を対象に、情報モラル教育研修を行いました。受講者の数につきましては、児童生徒、保護者及び教職員を含め、約23,000人でした。

令和5年度におきましては、10月現在、県立学校18校、うち高等学校14校、特別支援学校4校、市町村立小・中学校及び義務教育学校70校、うち小学校46校、中学校23校、義務教育学校1校、合計88校に派遣を予定しております。

資料4の、いただいた御意見に関してですが、講座の内容はどのように更新されているのでしょうかというような御意見をいただいております。講座の内容につきましては、基本的には講師に任せておりますが、内容については常にアップデートされたものとなっており、児童生徒に関わるネット利用含め最新アプリ等は、取り上げております。以上になります。

【議長】

はい、ありがとうございます。ただいまの御説明についていかがでしょうか。 御回答いただいていますけれども、こちらもよろしいですか。

では今回取り上げる10事業について御説明と御意見を頂戴しましたが、全体を通じて、言い足りなかったというところや追加等ありましたら、お出しいただければと思いますがいかがでしょうか。

では議題(1)についての意見交換については以上になります。各御担当課に おかれましては、委員の皆様から追加で御意見等いただきましたので、今後の 事業展開に反映していただければと思います。よろしくお願いいたします。

~ 議事(2)第3次千葉県青少年総合プランの評価について ~

【議長】

続きまして、議題(2)第3次千葉県青少年総合プランの評価について、まず 事務局より御説明をお願いいたします。

【事務局】

では、事務局より御説明いたします。資料は、8、9、10です。令和4年度は、第3次プランの最終年でもあることから、資料8の第3次千葉県青少年総合プランの結果の評価について、資料9の「第3次プラン関連指標の達成状況評価シート」、資料10の「第3次プラン重点事業の取組結果等について」をもとに、5年間の評価について報告します。

資料8を御覧ください。平成30年3月に策定した「第3次千葉県青少年総合プラン」については、令和5年3月31日をもって計画期間の5年間が終了したところであり、このたび5年間の評価を行いました。

評価にあたっては、計画中14指標の達成状況について確認を行うとともに、 プランにおいて重点事業として設定した32事業について、5年間の事業の成果 と課題・問題点、それらを踏まえた今後の方向性について、とりまとめました。

まず、第3次プランにおける指標の達成状況について御説明します。指標の達成状況については、目標を達成した事業を「達成」、目標未達成であるものの計画策定時の数値より上向きである事業を「改善傾向」、目標未達成であり計画策定時とほぼ変わらない事業を「横ばい」、目標未達成であり計画策定時より下向きの事業を「悪化傾向」と位置付けております。14指標の達成状況の詳細については、資料9の「第3次千葉県青少年総合プランの重点事業の関連指標の達成状況評価シート」を御覧ください。

資料8をもとに説明します。第3次プランは「3つの柱」をもとに「14の 基本方策」を定めているため、柱ごとに達成状況を御説明します。

まず、「柱 I 子ども・若者の健やかな成長と自己形成・社会参画支援」については、4指標中1指標の「ちばっ子「学力向上」総合プラン」が目標達成となりました。一方、目標未達成の3指標のうち、「いきいきちばっ子食育推進事業」、「次世代ボランティア人材育成事業」の2指標については横ばいとなりました。また、「小・中・高等学校のキャリア教育総合推進事業」については、計画策定時より悪化傾向という結果となりました。

次に、「柱II 困難を有する子ども・若者の支援・被害防止・保護」については、5指標中3指標の「子ども・若者育成支援推進事業(総合相談センター)」、「青少年補導センター事業」、「市町村児童虐待防止ネットワーク機能強化事業」が目標達成となりました。一方、目標未達成の2指標のうち、「生活困窮者自立支援制度による子どもの学習支援事業」については目標に届かなかったものの、計画策定時より改善しました。また、「不登校児童生徒支援推進校の指定」に

ついては、計画策定時より悪化傾向という結果となりました。

次に、「柱Ⅲ 子ども・若者の成長を支える地域・社会づくり」については、 5指標中2指標の「青少年ネット被害防止対策事業」、「子育で応援!チーパス 事業」が目標達成となりました。一方、目標未達成の3指標のうち、「学校を 核とした県内1000か所ミニ集会」については目標に届かなかったものの、 計画策定時より改善しました。また、「青少年相談員設置事業」、「青少年の 社会環境づくり事業」の2指標については、計画策定時より悪化傾向という結果 となりました。

第3次プランにおいて、14指標のうち6指標、42.9%で目標を達成し、8指標で目標を達成することができませんでした。子供たちと直にふれあう事業が実施できなかったこと、休校やオンライン学習等により生活リズムが乱れ不登校児童生徒が増加したこと、立入調査対象店舗の休業や廃業など、新型コロナウイルス感染症の影響が挙げられます。

しかし、「ちばっ子「学力向上」総合プラン」では、オンラインやオンデマンド方式での交流会の開催や授業動画の配信、「子ども・若者育成支援推進事業(総合相談センター)」においては、オンラインでの相談支援の実施等ICTを活用した新たな実施方法により事業を充実させることで、目標を達成することができた事業もありました。

次に、第3次プランにおける32の重点事業の取組結果等について御説明します。第3次プランでは、資料8の下の表のとおり、145事業のうち14方策32事業を重点事業として位置づけ、千葉県青少年問題協議会委員の皆様における評価を踏まえて取り組んできたところであり、各重点事業の5年間の事業の成果と課題・問題点、それらを踏まえた今後の方向性について、資料10の「第3次プランにおける重点事業の取組結果等について」のとおり、各担当課から御報告いただいたものを取りまとめております。事務局からの説明については、以上になります。

【議長】

はい、ありがとうございます。資料をお目通しいただく時間が必要かも しれませんけれども、ただいまの事務局からの御説明も踏まえまして委員の皆様 から御意見等いただきたいと思います。どなたからでも結構ですが、いかがで しょうか。

【委員】

1件お尋ねします。今回の5年間の評価の結果を踏まえ、第4次プランをどのように推進していこうと考えているのでしょうか。

一問一答という形ではなく、いくつかまとめて応答いただければと思いますが 他の委員の方々いかがでしょうか。読み込みの時間が必要だということで、今の 委員からの御質問に事務局からお答えいただけますでしょうか。

【事務局】

先ほど説明させていただきました内容と少し繰り返しになりますが、3次プランでは、指標の6割が達成できませんでした。その主な要因としましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるものがかなり大きかったところです。そうした中にあってもICTを活用した新しい実施方法による取組なども生まれておりますし、コロナ前に戻りつつある今、そうした新しい取組も活用しながら、4次プランでは青少年の健全育成を一層推進していきたいと考えております。

また、今回、初めて、5年間の指標の達成状況の確認や各事業の5年間を総括した評価を行いました。それを踏まえまして、今後は、4次プランの事業を一層推進していくため、指標の達成状況について勘案しながら事業が進められるよう、評価手法などについて検討していきたく、次回の協議会ではそれについてこの場をお借りして、委員の皆様からの御意見、御助言をいただければと考えております。以上です。

【委員】

目標の達成の状況を見ながら、課題に対する要因をしっかり分析していただきまして、さらにそれに基づき、事業の改善を進めていくことは重要と考えておりますので、そうした評価手法を取り入れながら、第4次プランをしっかりと推進していただければと思います。ありがとうございます。

【議長】

ありがとうございます。他に委員の方々、御質問等ございますでしょうか。

【委員】

広報啓発活動のヒントといいますか、中学校の新入生保護者説明会における 保護者の出席率が一番高いことがわかっているので、そういうところへ行って、 チラシを配布するとか講演するという時間をいただければ、保護者が一番多く 聞く機会になります。中学校だったら、まだ非行とか、そういう犯罪に巻き 込まれるとか犯罪非行少年になるかという以前に、中学校入学の説明会で話を すれば未然防止に繋がると思います。 それから、高校の入学説明会の保護者が参加する等の機会をねらって、若者 サポートステーションの説明をする等というふうにされると、保護者の出席率が 高いので、より周知ができるかと思いました。ぜひ参考にしてください。

【事務局】

御助言いただきまして本当にありがとうございます。教育庁の方と連携をして、 そういった機会を捉えて広報啓発を進めていきたいと思っております。

【議長】

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

では議題(2)は、ひとまずこちらで打ち切らせていただきますけれども、 議題(1)を含めた全体を通じて、追加のコメント等お持ちの方いらっしゃい ますでしょうか。よろしいでしょうか。

では続きましてその他といたしまして、委員の皆様からこの協議会で話し合い若しくは、情報共有が必要と思われることがありましたらお出しいただければと思います。委員の皆様いかがでしょうか。

【委員】

毎日、いろいろな子供たちから話を聞いている状況の中で、様子を話させていただきますと、着実に、昭和の時代に戻りつつあるかなという実感があります。最近では、公立中学校の個室トイレでたばこを吸うとか、窓ガラスが割られて子供たちが逮捕されるとか、先ほども申し上げましたが、薬物、それからガスパン遊びがまた、流行ってきてしまいました。ガスパンは、カセットの液化ガスをビニール袋に入れて口から吸います。これは液化ガスなので、薬物には当たらないので、警察でも補導扱いにしかなりません。しかし、脳が侵されてしまって、体が軽くなった感覚で飛びおりて死んでしまうこともあります。20年以上前、ガスパンが流行ったときがありましたが、現実逃避です。たばこも依存性があって、家庭的な背景があるお子さんたちばかりだと思いますが、ちょっと学校現場が今ざわついています。学級崩壊しているクラスもありますし、先生たちは馬鹿にされてしまって、先生の言うことをきかないというところも結構あるようです。今日の成果を聞いていて、良いと思う反面、荒れてしまっている、ざわついている子供たちをどう指導していけばいいのかと考えさせられました。以上です。

【議長】

まさに広く、ここで情報共有するべきことについてお話をいただきまして、 ありがとうございます。他に委員の皆様からありますでしょうか。 それでは、こちらでは御意見がないようですので、事務局にお返ししたいと思います。追加の御意見については事務局の方に御連絡をいただければと思います。

皆様、議事に御協力いただきまして、また貴重な御意見をいただきまして、 どうもありがとうございました。

【司会】

会長ありがとうございました。本日、委員の皆様から頂戴いたしました御意見等も踏まえまして、資料の方は一部修正しました上で、本日の議事録とともに、後日、ホームページに掲載いたしまして、それをもって、第3次千葉県青少年総合プランの5年間の評価といたします。

また、次回の青少年問題協議会は令和6年2月から3月に開催を予定しております。次回の協議会では、第4次プランの事業評価の方法等について、皆様方から御意見をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

では以上をもちまして、令和5年度第1回千葉県青少年問題協議会を閉会させていただきます。皆様どうもありがとうございました。

令和5年10月31日

千葉県青少年問題協議会